

様式第6号（第17条）

会 議 録

会 議 の 名 称		2 0 2 6 年 第3回 春日部市農業委員会総会			
開 催 日 時		令和8年3月25日（水）	開 会	午前10時00分	
			閉 会	午前11時18分	
開 催 場 所		春日部市役所コミュニティ棟ひだまりホール			
議 長 氏 名		会長 市川 大倫			
出 席 者	農 業 委 員	（ 出席人数：19人 ）			
		1	川鍋 浩之	10	岡田 實
		2	飯島 優子	11	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂
		5	中山 雅博	14	森本 恒平
		6	岡本 勉	15	森住 武雄
		7	石山 法男	16	萩原 勝
		8	石川 勝也	17	伊藤 弘子
		9	水口 健二	18	石塚 郁志
	（ 欠席人数：なし ）				
	事 務 局	（ 出席人数：5人 ）			
		農業委員会事務局長 齋藤 綱紀		農業委員会事務局次長 溝口 通明	
		農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 西 真輝	
農地振興担当 主任 金子 昌行					
議 事 参 与	（ 出席人数：2人 ）				
	農業振興課長 浜村 三博		開発調整課長 松本 正彦		
次第及び公開、一部 公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条（委員会）：公開			
		日程2 農地法第5条（知事）：公開			
		日程3 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について ：公開			
		日程4 生産緑地地区の取得斡旋について：公開			

	日程 5 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について：公開 日程 6 春日部市土地開発公社理事の推薦について：公開								
一部公開・非公開の場合はその理由	☐ 要綱第 3 条第 1 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 2 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 3 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 4 号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録								
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録								
	☐ 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <tr> <th>議席番号</th><th>委員氏名</th></tr> <tr> <td>1 1</td><td>新井 久義</td></tr> <tr> <td>1 2</td><td>加藤 富夫</td></tr> <tr> <td>1 3</td><td>池上 茂</td></tr> </table>	議席番号	委員氏名	1 1	新井 久義	1 2	加藤 富夫	1 3	池上 茂
議席番号	委員氏名								
1 1	新井 久義								
1 2	加藤 富夫								
1 3	池上 茂								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	ただ今から２０２６年第３回総会を開会いたします。 在任委員１９名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第６条の規定により総会は成立いたします。 また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、浜村三博課長、都市整備部開発調整課、松本正彦課長が出席しております。
議長	次に、運営委員会及び土地開発公社理事会について、伊藤委員長より報告がございました。
委員長	本日午前９時００分から運営委員会を開催いたしました。 会議の内容ですが、議題として （１）農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について （２）生産緑地地区の取得斡旋について （３）令和８年度最適化活動の目標の設定等について （４）春日部市土地開発公社理事の推薦について （５）農業委員等の第４期の改選（令和８年１２月）に向けたスケジュール等について の５項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。 続きまして、去る３月１８日水曜日、午後２時から市役所第二庁舎４階会議室４Ｂにて「令和７年度第２回春日部市土地開発公社理事会」に出席いたしましたので、報告いたします。 会議の内容ですが、議題は「議案第２号 令和７年度春日部市土地開発公社補正予算（第１号）について」「議案第３号 令和８年度春日部市土地開発公社予算について」の２議案でございました。 内容は、議案第２号については、主に事業資金短期借入金元金の未償還に伴い、償還金に不足が生じたため補正するものです。次に、議案第４号については、令和８年度の土地開発公社運営に必要な経費等を計上するものです。事務局の説明のあと、討論、採決が行われ、採決の結果、議案については全て可決されました。
議長	ありがとうございました。
議長	本日の議題は - 日程１ 議案第１号「農地法第３条（委員会）」 １議案５件 - 日程２ 議案第２号「農地法第５条（知事）」 １議案６件 - 日程３ 議案第３号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」 １議案１件 - 日程４ 議案第４号「生産緑地地区の取得斡旋について」

	1 議案 1 件 日程 5 議案第 5 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」 1 議案 1 件 日程 6 議案第 6 号「春日部市土地開発公社理事の推薦について」 1 議案 1 件 合計 6 議案となります。
議長	次に、会議規則第 35 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 11 番新井久義委員 12 番加藤富夫委員、13 番池上茂委員を指名いたします。
議長	議事に入る前に申し上げます。会議規則第 25 条の規定に基づき、発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。次に、会議規則第 10 条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。
議長	それでは、議事にはいります。日程 1、議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」を議題といたします。申請番号 17 番から 21 番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 1 頁をご覧ください。議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」について許可申請が 5 件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号 17 番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。申請理由は共有名義の申請地の持ち分を所有者間で変更するための所有権移転です。なお、申請地は市街化区域ですが、申請者の希望により地目を変えずに所有権移転したいとのことから、3 条許可申請があつたものです。案内図は 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここではサツマイモ、ジャガイモを作付ける計画です。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 次に、申請番号 18 番、19 番は借受人が同一なので一括して説明いたします。はじめに、申請番号 18 番、賃貸借権設定、詳細は議案書のとおり。 次に、申請番号 19 番、賃貸借権設定、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。借受人となる法人は、現在、川口市でイチゴの農園を営んでいます。申請番号 18 番の案内図は 3 頁、詳細図は 4 頁、申請番

号19番の案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここではビニールハウスを設置してイチゴを栽培する計画です。次に、農地法第3条調査書、申請番号18番は2頁、申請番号19番は3頁をご覧ください。経営農地の状況について、3月6日に事務局職員が現地に赴き、調査を行ったところ、借受人はイチゴをハウス内で高設栽培しており、営農していることを確認してまいりました。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書2頁、申請番号20番、21番は譲受人が同一のため、一括して説明します。

はじめに申請番号20番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。次に、申請番号21番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。申請番号20番の案内図は7頁、詳細図は8頁、申請番号21番の案内図は9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。これらの申請地ではそれぞれ稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書、申請番号20番は4頁を、申請番号21番は5頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことと、農地所有適格法人の要件を備えていることを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

次に、本案のうち、申請番号18番については農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたします。はじめに申請番号18番の審議を行い、次に申請番号17番、及び19番から21番の審議を行います。

議長

はじめに、申請番号18番の審議を行います。農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号5番、中山雅博委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

(休憩) (中山委員退室)

議長

休憩前に引き続き会議を再開します。次に、申請番号18番について、担当地区の 田口宏推進委員より意見を求めます。

推進委員	第1地区推進委員の田口宏です。申請番号18番について報告します。令和8年3月12日に、新井農業委員、森本農業委員、野村推進委員、事務局職員1名、及び私の5名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号14番森本恒平委員より申請番号18番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号14番森本恒平です。申請番号18番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。
議長	採決にはいります。申請番号18番を事前審査委員の報告のとおり許可、とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号18番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決定しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。 (休憩) (中山委員 入室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
議長	次に、申請番号17番について担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。

推進委員	第3地区推進委員石井です。申請番号17番について報告をいたします。令和8年3月10日に水口農業委員、岡田農業委員、横川推進委員及び私の計4名で申請地及び申請不要農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保されることを確認しました。以上のことから問題なし、として報告いたします。
議長	次に、申請番号19番について、担当地区の田口宏推進委員より意見を求めます。
推進委員	第1地区推進委員田口宏です。申請番号19番について報告します。令和8年3月12日に、新井農業委員、中山農業委員、森本農業委員、野村推進委員、事務局職員1名及び私の6名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号20番から21番について担当地区の中井訓推進委員より意見を求めます。
推進委員	第3地区推進委員の中井訓です。申請番号20番、21番について譲受人が同一のため一括して報告します。令和8年3月10日に、萩原農業委員、池上農業委員、関根推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、第1地区の春日部地区、第2地区の幸松地区及び第3地区の南桜井地区にある保有農地についても問題無いことを担当地区の推進委員から事務局を経由して報告を受けています。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号14番森本恒平委員より申請番号17番、及び19番から21番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号14番森本恒平です。申請番号17番、及び19番から21番について一括して報告します。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により全て許可、と決しました。

議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号１０番岡田實です。お尋ねします。申請番号１７番の譲受人の保有農地の一部に車が駐車されていたのを農地パトロールの際に確認しております。これは問題ではないか、と事務局に報告しましたが、その後の経緯や事務局の対応について教えてください。
議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	岡田委員から報告のあった保有農地については以前に農地法第４条による転用許可を受けている記録がございましたので、問題なし、と判断しております。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	わかりました。過去に農地転用を受けているのであれば大丈夫です。
議長	他に発言のある方は挙手願います。
委員	はい、議長。
議長	水口委員、発言を許します。
委員	議席番号９番水口健二です。農地パトロールのときに、譲受人の保有農地を確認していますが、過去に転用許可を受けている農地であれば、それは確認から削除していただきたいと思います。
議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	農地パトロールを依頼する際は、農地転用履歴をしっかりと確認するようにいたします。

議長	他に発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。申請番号 17 番、及び 19 番から 21 番を事前審査委員の報告のとおり許可、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」申請番号 17 番、及び 19 番から 21 番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決定しました。
議長	次に、日程 2 議案第 2 号「農地法第 5 条（知事）」を議題といたします。申請番号 16 番から 21 番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 3 頁をご覧ください。議案第 2 号「農地法第 5 条（知事）」について許可申請が 6 件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号 16 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は住宅資材の研究開発及び製造業を営んでおり、転用計画は工場の設置です。現在、申請地の隣地に事務所を設け、住宅資材の保管、建築現場への資材の発送を行っていますが、配送トラックが多く出入りして敷地内が大変混雑し、従業員等の安全が保たれていないことから、現在の事務所の隣地に隣接する非農地 15,009.96 m²と併せて工場、倉庫及び事務所の設置を計画したものです。計画地内には、工場の他、倉庫、事務所及び乗用車駐車場 101 台分及びトラック駐車場 14 台分を設置するとのことです。案内図は 11 頁、詳細図は 12 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は貯留槽に集水後、既設道路側溝に放流する計画です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が 10 ヘクタール未満であり、第 2 種農地と考えます。 次に申請番号 17 番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、申請地は地盤が低く、水はけが悪いため、盛り土を行い、

畑とする計画とのことです。工事内容は現在の表土の上に耕作土を入れる客土Aの方法で行うとのことです。案内図は13頁、詳細図は14頁、15頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農地改良後は1年目、2年目は緑肥を行い、3年目からはサツマイモを作付ける計画です。工事期間は許可日から6か月間です。該当する土地改良区はありません。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、農振農用地です。

次に、議案書4頁、申請番号18番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン仮申込結果の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号19番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請者は宗教法人で、転用計画は、駐車場の設置です。檀家の数が増え、お盆やお彼岸などの行事の際に既存の駐車場に駐車しきれず、路上駐車で近隣住民の通行に支障をきたしていることから、駐車場の設置を計画したものです。駐車場には参拝者19台分を設置する予定です。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号20番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は資産の流動化に関する法律に基づき、特定資産の譲受並びにその管理及び処分に関する業務を行っており、申請農地の外、隣接する非農地4,815.37㎡と併せて、物流倉庫を新設する計画です。高度な温度管理を要する冷凍冷蔵物流施設の需要が高まっているものの、最新の衛生、温度管理基準を満たす施設は依然として不足していることから、今回の申請に至ったものです。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。案内図、詳細図のうち、点線で囲まれたところは開発対象地域のうちの非農地部分となります。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障無い

旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は地下貯留施設に集水後、北側水路に放流する計画です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、新設する道路側溝に放流する計画です。資金計画については資力を確認できる証明書類が添付されておらず、現在代理人に提出を求めているところです。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、議案書6頁、申請番号21番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は運送業を営んでおり、転用計画は倉庫・事務所の設置に伴う敷地拡張です。現在、申請地の隣地に事務所兼倉庫と駐車場を設置していますが、駐車場部分に倉庫を増築する計画があり、駐車場が不足するため、駐車場の拡張を計画したものです。なお拡張する駐車場には大型トラック2台分、中型トラック14台分を増設する計画です。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からは除外済です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書と地区除外証明書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックが設置されているほか、土留めを設置します。雨水は地下貯留槽に集水後、道路側溝に放流する計画です。資金計画については、自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集团的農地の区域内にある第1種農地と考えます。

議長

次に、申請番号17番について、担当地区の田口宏推進委員より意見を求めます。

推進委員

第1地区推進委員の田口宏です。申請番号17番について報告いたします。令和8年3月12日に、新井農業委員、中山農業委員、森本農業委員、野村推進委員、事務局職員1名及び私の6名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、第4地区の富多地区にある保有農地についても問題無いことを担当地区の推進委員から事務局を経由して報告を受けています。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号15番 森住武雄委員よ

委員	り申請番号１６番から１８番の事前審査の報告を求めます。 議席番号１６番森住武雄です。はじめに、申請番号１６番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号１７番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号１８番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、自己用住宅への接道部分にあたる場所に砂利が敷かれており、農地の不適切な利用が確認されました。事務局が代理人に確認したところ、「早急に農地に復する」との回答がありました。しかしながら、昨日３月２４日までに、代理人から「砂利を撤去し、農地に復した」との連絡はなかった、と事務局より報告を受けております。申請については問題無いものの、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていなかったことから、事前審査委員４人の合議により不許可相当、とすることと決しました。
議長	次に、議席番号１６番萩原勝委員より申請番号１９番から２１番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号１６番萩原勝です。はじめに、申請番号１９番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号２０番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。しかしながら事務局の説明のとおり、資金計画については融資とのことですが、資力を確認できる証明書類が添付されておられません。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては、資金計画についてきちんと確認することを条件とし、事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号２１番について事前審査の報告をします。申請地の現地調

	査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請については、事前審査の際には資力を確認できる証明書類が添付されていませんでしたが、その後、代理人より、3月24日に残高証明書が提出された、と事務局から報告を受けております。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号10番岡田實です。申請番号17番と20番についてお伺いします。はじめに申請番号17番についてですが、農地改良を行う業者が、春日部市内において農地改良の施工実績があるのかどうか伺います。次に、申請番号20番についてお伺いします。物流倉庫への転用申請、ということですが、先日の農地パトロールの際に申請地でボーリング調査がされているのを確認しました。これについて一時転用の手続きをしてあったのか。この2点についてお伺いしたいと思います。
議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	はじめに申請番号17番についてお答えいたします。春日部市での実績はございません。この業者の所在地である杉戸町に農業委員会事務局に確認をしたところ、この業者は、令和6年度に農地改良工事をしている実績があり、内容に特段の問題もなく、また、常設委員会案件の大規模なものであったというお話をいただいております。17番については以上でございます。 次に申請番号20番についてですが、これは測量の一環として捉えております。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号10番岡田實です。ただいま事務局から説明がありましたが、申請番号17番の業者は春日部市では実績が無いようですので申請地に近い農業委員の方、ご指導お願いしたいと考えております。また、工事が完了した際は、速やかに完了届を提出するよう、ご指導お願いしたいと考えており

	ます。 次に申請番号２０番についてですが、測量の一環、との回答でしたが重機も入っており、一時転用の手続きが必要ではないかと考えております。ボーリングについては測量の一環、という考え方もあるかと思いますが、今までこういう事例で一時転用の手続きをしたことがあったのかどうか。今まで無ければ、これを機械に一時転用の手続きを行うよう指導するのかどうか、このあたりについて再度お伺いしたいと考えています。
議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	先ほどにもご説明した通り、調査の一環であり、事前着工であるなら指導もしなければいけません、今まで測量等について、それが違反だという指摘をしたことはございませんので、今後もそのように捉えていきたいと考えております。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号１０番岡田實です。そのような考えであるならば、測量でボーリング調査をしていても一時転用とは考えない、ということでしょうか。
議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	測量等により短期間農地に入ることは一時転用申請までは必要ないかと思えます。ただ重機等が入って明らかに農地を利用しているということであれば、一時転用申請が必要な案件、と解釈しております。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号１０番岡田實です。今、回答があつたとおり短期間、というのがどのぐらいの日数を指すのか分かりませんが、今後、農業委員、推進委員の研修の中でしっかり説明をいただければと考えております。いかがでしょうか。
議長	事務局、回答をお願いします。

事務局	ご指摘いただきました通り、このような行為が一時転用にあたるのかどうか、資料を用意して研修等で皆様にお伝えしていきたいと思っております。
議長	他に発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。事前審査委員より、申請番号１８番について不許可相当、と報告がありました。次に申請番号２０番について「許可相当とし、ただし条件を付す必要がある」と報告がありました。よって、はじめに申請番号１８番、次に申請番号２０番、次に１６番、１７番、１９番及び２１番を別々に審議することに異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号１８番を不許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第２号「農地法第５条（知事）」申請番号１８番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、申請番号２０番を「許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、条件を付する」ことに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第２号「農地法第５条（知事）」申請番号２０番を事前審査委員の報告のとおり「許可相当とし、ただし条件を付して」県知事に送付いたします。また、申請番号２０番については、農地法第５条第３項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人 埼玉県農業会議」の意見を付した上で県知事に送付いたします。
議長	次に、申請番号１６番、１７番、１９番及び２１番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。

	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 2 号「農地法第 5 条（知事）」申請番号 16 番、17 番、19 番及び 21 番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、日程 3、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 7 頁をご覧ください。議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」ご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。2 月 25 日に農業委員に説明し、3 月 6 日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書 8 頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	本案のうち、計画申請番号 38 番から 43 番については、農業委員会会議規則第 10 条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、計画申請番号 1 番から 37 番、44 番から 56 番と別々に審議いたします。
議長	次に、計画申請番号 38 番から 43 番の審議を行いますが、これらは、私が中間管理機構から使用貸借権の設定を受ける農地の案件のため、農業委員会会議規則第 10 条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。私は退室し、議長を伊藤職務代理にお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。
	(休憩) (市川会長退室、伊藤職務代理が議長席へ)
職務代理	休憩前に引き続き、会議を再開します。計画申請番号 38 番から 43 番の審議を行いますこれより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
職務代理	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号 38 番から 43 番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。

職務代理	(全員起立) 起立全員です。よって、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」計画申請番号 3 8 番から 4 3 番については原案のとおり決定することと決しました。ここで私は議長の任を降り、市川会長と交代いたします。この際、暫時休憩いたします。それでは、市川会長の入室をお願いします。
	(休憩) (市川会長入室、議長席へ。伊藤代理自席へ)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
議長	次に、計画申請番号 1 番から 3 7 番、及び 4 4 番から 5 6 番の審議を行います。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号 1 番から 3 7 番、及び 4 4 番から 5 6 番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」計画申請番号 1 番から 3 7 番、及び 4 4 番から 5 6 番については「原案のとおり決定する」ことと決しました。先程決定した計画申請番号 3 8 番から 4 3 番を含め、この結果は春日部市長に送付いたします。
議長	次に、日程 4 議案第 4 号、「生産緑地地区の取得斡旋について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の 1 4 頁をご覧ください。議案第 4 号「生産緑地地区の取得斡旋について」斡旋依頼が 1 件ありましたので、審議を求めます。生産緑地法第 1 3 条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第 1 7 条の 2 の規定に基づき、依頼があったものです。この斡旋により、生産緑地を取得するためには、農地法第 3 条許可の手続きが必要です。また取得後は農地として管理することが義務付けられています。この件については、春日部市長より令和

	8年1月26日付けにて、当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、農業委員に斡旋の依頼をしましたが、申出はありませんでした。よって、議案書15頁のとおり「買取希望の申出者はありませんでした」と回答してよいのか、ご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第4号、「生産緑地地区の取得斡旋について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第4号「生産緑地地区の取得斡旋について」を原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。
議長	次に、日程5、議案第5号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書18頁をご覧ください。議案第5号「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について説明いたします。これは、国が定めた「農業委員会による最適化活動の推進等について」第1の1及び2に基づき、3月末までに令和8年度の最適化活動の目標の設定等を行う必要があるため、別紙のとおり設定してよいのか、審議を求めるものです。 はじめに議案書19頁をご覧ください。これは令和8年4月1日現在の農業委員会の状況になります。「1. 農業委員会の現在の体制」ですが、これは農業委員・推進委員の皆様の人数とその内訳になります。「2. 農家・農地等の概要」ですが、農林業センサス等の統計資料からの引用でございます。 次に、議案書20頁をご覧ください。「1 最適化活動の成果目標」ここでは「令和8年度の農地の集積目標と遊休農地の解消目標」をお示ししております。はじめに「(1) 農地の集積」をご覧ください。農地の集積については、令和6年3月から令和16年3月までの10年間で集積率56パーセントとするための目標となっております。 次に「(2) 遊休農地の解消」をご覧ください。令和7年度の利用状況調査では、1号遊休農地の面積は54.98ヘクタールでした。前年が59.77ヘクタールでしたので、約4.8ヘクタール解消されておりますが、8年度はより一層の解消に向けた努力が必要になるもの、と考えております。

	次に、議案書 21 頁「(3) 新規参入の促進」をご覧ください。上段が、新規参入者の促進における「現状及び課題」と「目標」になります。「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」は 4.50 ヘクタールとなります。「目標」欄の「権利移動面積」とは、農地法 3 条による所有権移転や賃借権設定、農業経営基盤促進法第 19 条により新規で利用権の設定がされた農地の面積となります。 次に、議案書 21 頁の中段にある「2 最適化活動の活動目標」をご覧ください。ここは、委員の皆様に行っていただきたい活動の設定となっており、はじめに「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、昨年と同じ 10 日を設定しております。次に「(2) は活動強化月間の設定目標」は、農繁期を比較的避けたスケジュールで、7～8 月、12 月、2 月を設定しております。次に「(3) は新規参入相談会への参加目標」は、12 月の農業委員、推進委員の改選後に 1 回を設定しております。説明は以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号 10 番岡田實です。議案書 20 頁についてお尋ねします。農業振興課長の意見も伺いたいと思いますが農地の集積については、農業委員会、及び農業振興課が十分な連携で目標を設定していると考えております。今回は令和 6 年から令和 15 年の 10 年間における目標を立てておりますが、現状では、集積率が 19.1%とのこと。今年度末には 24%の集積率との目標ですが集積率を上げていくための対応を農業振興課長にお伺いします。
議長	農業振興課長、回答をお願いします。
農業振興課長	市では集積の目標を令和 15 年度までに 56%としております。今年度末の集積率が伸びる理由は、皆様にもご足労いただいた地域計画によって地域内での意見交換により、少し上がるものと考えております。今後につきましても、認定農業者の方々が耕作している面積を伸ばすことによって、集積率が高まりますので集積化の向上に向けて皆様と一緒に考えていけたらと考えております。
委員	はい、議長。

議長	岡田委員、発言を許します。
委員	わかりました。
議長	他に発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号、「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第5号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を原案のとおり決定いたします。
議長	次に、日程6、議案第6号「春日部市土地開発公社理事の推薦について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書22頁をご覧ください。議案第6号「春日部市土地開発公社理事の推薦について」推薦依頼がありましたので、審議を求めます。 春日部市開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与するため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立されている団体です。理事が出席する理事会の主な内容は、毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画などを審議するものでございます。現在、農業委員会では1名の理事を推薦しておりますが、現在の理事の任期が令和8年3月31日で満了となることから、春日部市土地開発公社理事長からの依頼を受け、改めて春日部市土地開発公社理事を推薦するもので、任期は令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間でございます。2月の全員協議会での互選の結果、議案書23頁にお示しのとおり、現在の理事である伊藤弘子委員を引き続き推薦したいと考えております。以上、ご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号「春

	日部市土地開発公社理事の推薦について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 6 号「春日部市土地開発公社理事の推薦について」を原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。
議長	次に 日程 7 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動)」 日程 8 報告第 2 号「農地法第 4 条 (届出)」 日程 9 報告第 3 号「農地法第 5 条 (届出)」 日程 10 報告第 4 号「農地法第 18 条 (通知)」 日程 11 報告第 5 号「違反転用事案報告について」 につきましては、議案書の 27 頁から 42 頁にお示しのとおりです。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
委員	はい、議長。
議長	伊藤委員、発言を許します。
委員	議席番号 17 番伊藤弘子です。今回、事前審査委員を務めておりましたが、もし、農地パトロールから事前審査の間に審査案件の農地等に何かお気づきのことがございましたら、事務局に連絡いただければ、総会当日までに調査して、報告できると思いますので、これからもご協力をお願いいたします。
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
議長	以上をもちまして、2026 年第 3 回総会を閉会いたします。

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和8年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 8 番 _____

農業委員 9 番 _____

農業委員 1 0 番 _____